

TEPCO

ガスセット割

令和5年7月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

ガスセット割

1 対象となるお客さま

次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が調ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する主契約料金表（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）のガスの需給契約を契約されること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この供給条件により算定された料金と(1)に該当するガスの料金を継続して一括して請求できること。

2 料金その他の供給条件の変更

- (1) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、ガスセット割の料金その他の供給条件（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (2) 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第548条の4の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) 当社は、この料金表を変更する場合、変更後の料金表の実施期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の料金表の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約の成立および契約期間

- (1) ガスセット割は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、ガスセット割が成立した日から、ガスセット割が消滅する日までといたします。
- (3) 当社がガスセット割を終了する場合の契約期間の終期は、(2)にかかわらず、ガスセット割を終了する日といたします。

なお、この場合には、ガスセット割を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

4 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、原則として、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日の直後の計量期間等の始期といたします。

ただし、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日に1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用が開始されていない場合は、1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用開始の日といたします。

5 料 金

- (1) 当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約にもとづく各月の料金は、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件にかかわらず、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の供給条件によって料金として算定された金額から(2)のガスセット割引額を差し引いたものといたします。

なお、ガスセット割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り上げます。

- (2) ガスセット割引額

1 契 約 に つ き	102円00銭
-------------	---------

6 ガスセット割の消滅

(1) お客様がガスセット割を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降の計量期間等の始期としていただきます。

(2) ガスセット割は、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日にガスセット割が消滅したものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、ガスセット割を解約することがあります。

イ お客様が電気の需給契約を廃止される場合または電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）33（解約等）（1）に準じて当該需給契約を解約する場合

ロ 1（対象となるお客様）（1）または（2）を満たさなくなった場合

7 そ の 他

(1) ガスセット割引額の日割計算は、基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

(2) その他の事項については、需給約款または当社が指定する契約種別の供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は，令和5年7月1日から実施いたします。